

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

[様式]

未整備駅名	八丁畷駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：神奈川県 市区町村：川崎市
路線名	本線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	13,759人
鉄道事業者又は軌道経営者	京浜急行電鉄
関係自治体	神奈川県・川崎市

バリアフリー化に関する現状

地平駅 2面2線
1番線(浦賀方面：下り)は、スロープ(基準適合)により段差解消済。
2番線(品川方面：上り)はスロープ(車いす対応ワイドラッチ未設置のため基準不適合)により段差解消済。
東日本旅客鉄道株式会社(2,264人) 共用駅であるため、1日あたりの利用者数の合計は16,023人となる。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成22年3月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市町村との協調補助としているため。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

バリアフリー法に基づき、平成22年までに利用者5,000人以上の駅について段差解消を図るため、エレベーター設置費に対し補助を行っている。八丁畷駅については、京急線とJR線の共用駅であり、京急線側についてはスロープが設置されバリアフリー化されている。JR線側については、利用者5,000人以下(JR利用者のみ)のため、鉄道事業者として設置の意向がないため、現時点においては特段の措置は予定していないが、鉄道事業者の取り組み状況を踏まえて、必要な措置を検討することとしている。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	京浜急行電鉄株 鉄道本部 計画営業部計画課、東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
都道府県	神奈川県保健福祉部障害福祉課
市区町村	川崎市まちづくり局計画部交通計画課

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について (臨時報告書)

[様式]

未整備駅名	八丁畷
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：神奈川県 市区町村：川崎市
路線名	南武支線、京浜急行線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	2,264人

鉄道事業者又は軌道経営者	東日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	神奈川県、川崎市

バリアフリー化に関する現状	
高架駅 1面1線 段差未解消	
京浜急行電鉄(13,759人)	共用駅であるため、1日あたりの利用者数の合計は16,023人となる。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

駅狭隘のため、大規模な改修が必要となることから、今後検討を進めてまいります。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

段差解消方法について、今後検討を進めてまいります。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

検討中のため、現時点では明確な整備時期は記載できません。

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。